

2 2 陳 情 第 8 号	日本政府に薬物依存・中毒者の治療、社会復帰施策を充実させることを求める意見書の採択を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日 受 理、平成 2 2 年 2 月 2 6 日 付 託
陳 情 者	新宿区戸山————— ————— 代 表 —————

## ( 要 旨 )

日本政府は薬物依存症が必要とする治療回復支援の観点から下記の施策を充実するように意見書を採択してください。

- 1 薬物依存症は「病気」であり、薬物乱用は本人の「意思」にかかわらず周囲を巻き込む「死に至る病」であることを人々に周知させること。
- 2 相談窓口の周知と相談体制を充実させること。
- 3 国内における薬物依存・中毒者の医療体制を充実させること。
- 4 薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援の充実を強化すること。

## ( 理 由 )

現在、薬物乱用者は 2 0 0 万人を超え、第 3 次乱用期襲来と言われております。薬物の需要を断つ方法として、使用することはゼツタイダメとの教育、供給を断つためには水際作戦、麻薬 G メンという従来の方法では対処できなくなってきております。

薬物依存者は依存者を呼び入れ、再犯率は 6 0 % 弱に達しています、薬物依存者の救済なくして薬物乱用のない社会は望めません。しかしこの分野の専門病院、医師、スタッフなど少ないため救援の手が救われるべき人々に届いていません。

政府は今までも「薬物乱用防止新五か年戦略」を三次にわたり推進して来ていますが、現行の諸制度は取り締まりや刑罰に重点がおかれ、民間支援施設や医療施設の整備、拡充面では十分な施策が行われていません。

薬物乱用・依存は特別な家族の特別な人々の問題ではありません。誰でも陥る大きな落とし穴が至る所に隠されているのです。

今薬物依存・中毒者に陥った人の治療、社会復帰を目指す施策の充実を早急に行うことが緊要です。

22 陳情第 8 号